

子どもたちの未来のために—

里親に なりませんか

市子ども支援課 ☎(32)6369
里親の相談・申請＝室蘭児童相談所 ☎0143(44)4152

改正児童福祉法で示された《家庭養育優先原則》では、
全ての子どもの生活の場として、
“家庭を優先すること”とされ、里親制度が注目を集めています。
子どもたちの未来のために、新しい家族の形を考えてみませんか。



インタビュー

北海道室蘭児童相談所・所長 よね た こう じ 米田 浩二 さん

里親を募集している室蘭児童相談所の米田所長に、里親制度の現状についてお話を伺いました。

Q. 里親とは

児童虐待や病気など、何らかの事情により親元で暮らせない子どもを家庭に迎え入れ、家族の一員として子どもを養育するのが里親です。

Q. 里親を求める背景は

日本ではそうした子どもたちの多くは児童養護施設で生活していることが多いのが現状ですが、今後は子どもたちに、より家庭に近い養育環境を提供するため、積極的に里親を活用したいと考えています。家庭のぬくもりの中で生活することにより、家族の関わりを知ることができたり、いつか家庭を持ったときのイメージが湧くなど、子どもたちの将来の自立に向け、大きな力になるものと思います。

苫小牧市には令和3年度に室蘭児童相談所の分室が設置される予定ですが、地域での一時保護を含めた受け皿拡大に向け、新たな里親が求められており、一時保護の児童に対しても家庭的な養育環境を提供したいと考えています。

Q. 里親になるには

特別な資格は必要ありません。里親登録までの流れは左記「里親になるまでのステップ」の通りです。まずは気軽に室蘭児童相談所にご連絡ください。担当の職員がご説明します。

